

2021 年 1 月 26 日
日本原子力発電株式会社

東海発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の変更内容について

令和 2 年 1 月 2 月 9 日付総室発第 8 4 号にて申請した東海発電所原子炉施設保安規定（以下、「保安規定」という。）変更認可申請書の変更内容は以下の通りである。

<p>1. 廃止措置計画で定める性能維持施設の削除に関わる変更 廃止措置の進捗に伴い恒久停止となる設備について、廃止措置計画で定める性能維持施設から削除することに伴い、保安規定第 2 1 条、第 2 3 条について関連する記載を変更する。</p>	p - 2
<p>2. 原子炉領域の解体の禁止の条文削除 原子炉領域の解体の禁止については、廃止措置計画に定めた工程により担保されているため、保安規定第 1 1 条を削除する。</p>	p - 7
<p>3. 廃止措置計画に基づく工事の計画及び実施の変更 工事の計画及び実施に関するプロセスについて保安規定に定め、具体的事項は下部規程に基づく手続きとするため、保安規定第 1 2 条を変更する。 これに伴い、保安規定第 8 条、第 5 2 条の関連記載についても変更する。</p>	p - 9
<p>4. 安全貯蔵措置の変更 原子炉領域の解体撤去工事前に行われる安全貯蔵措置の具体的事項は、下部規程に基づく手続きとするため、保安規定第 1 3 条を変更する。</p>	p - 1 5
<p>5. 施設管理計画に関する記録の採取及び保存の変更 保安規定第 4 0 条の「1 2. 記録の採取及び保存」については、他の条項で担保されているため削除する。</p>	p - 1 8
<p>6. 廃止措置工事が東海第二発電所に影響を及ぼさないことの確認 工事計画の策定に当たり、東海第二発電所の主要な施設の機能に影響を及ぼさないことの確認を保安規定第 1 2 条に追加する。</p>	p - 2 1
<p>7. 記載の適正化 法令の記載箇所変更（第 2 1 条の 2）、運用事項の反映（第 4 9 条）等の記載の適正化を行う。</p>	p - 2 2

以 上

1. 廃止措置計画で定める性能維持施設の削除に関わる変更

(1) 概要

廃止措置の進捗に伴い恒久停止となる設備について、廃止措置計画で定める性能維持施設から削除することに伴い、保安規定第21条、第23条についても関連する記載を削除する。

廃止措置計画で記載を削除する性能維持施設について、保安規定変更認可申請書への反映箇所・内容は表1の通り。

表1 保安規定変更認可申請書への反映箇所・内容

廃止措置計画変更認可申請書 (令和2年9月18日付け, 廃室発第44号)において記 載を削除した性能維持施設	保安規定変 更認可申請 書への反映 箇所	保安規定変更認可申請書の内容
(1) 陽イオン交換器	なし	—
(2) 陰イオン交換器	なし	—
(3) 蒸発固化装置	第21条	蒸発固化装置の恒久停止に伴う記載の 削除等
(4) 凝縮器(蒸発固化装置)	なし	—
(5) サイトバンカ(口)	第21条	サイトバンカ(口)の恒久停止に伴う記 載の削除等
(6) サイトバンカ(口)換気 設備(排風機及びフィ ルタ)	第23条	サイトバンカ(口)換気設備(排風機及 びフィルタ)の恒久停止に伴う記載の 削除
(7) メンテナンスシャフト 室換気設備(排風機及 びフィルタ)	第23条	メンテナンスシャフト室換気設備(排 風機及びフィルタ)の恒久停止に伴う 記載の削除
(8) 固化処理建屋槽類換気 設備(槽類排風機及び フィルタ)	第23条	固化処理建屋槽類換気設備(槽類排風 機及びフィルタ)の恒久停止に伴う記 載の削除

(2) 変更理由

保安規定変更認可申請書から削除する性能維持施設について、削除する理由を以下及び図1に示す。

① 蒸発固化装置

当該設備については、運転中はイオン交換樹脂の再生廃液に含まれる塩濃度が高い廃液の処理に使用していた。使用済燃料冷却池の冷却水の処理が平成15年に完了し、以降イオン交換樹脂の再生廃液は発生しておらず、今後の廃止措置工事において、塩濃度の高い廃液の発生はない。貯蔵していた塩濃度が高い廃液の処理も平成29年3月に終了しており、今後当該設備を用いた廃液処理は実施しないため、恒久停止し性能維持施設から削除する。恒久停止にあたっては、蒸発固化装置に附属する機器等も含め、系統隔離措置を実施する。

② サイトバンカ（ロ）

当該設備については、放射性廃棄物を保管していた。当該設備内の放射性廃棄物は平成9年1月に取り出し完了しており、廃止措置計画に記載の性能を維持すべき期間（保管している全ての放射性廃棄物を搬出するまで）が終了し、性能維持施設ではなくなったため、性能維持施設から削除する。

③ サイトバンカ（ロ）換気設備（排風機及びフィルタ）

当該設備については、サイトバンカ（ロ）の換気設備として使用していた。サイトバンカ（ロ）を性能維持施設から除外することに伴い、今後当該設備を使用しないため、恒久停止し性能維持施設から削除する。恒久停止とともに、当該設備の系統隔離措置を実施する。

④ メンテナンスシャフト室換気設備（排風機及びフィルタ）

当該設備については、燃料取替機のメンテナンスエリアであったメンテナンスシャフト室の換気設備として使用していた。燃料取替機は平成17年度に解体撤去されており、放射性物質を内包する機器等は設置されていない。今後、メンテナンスシャフト室において放射性廃棄物の処理等がなく、当該室は生体遮へい冷却空気排風機で負圧維持、換気が可能なため、恒久停止し性能維持施設から削除する。恒久停止とともに、当該設備の系統隔離措置を実施する。

⑤ 固化処理建屋槽類換気設備（槽類排風機及びフィルタ）

当該設備については、蒸発固化装置系統の槽類（廃液調整タンク、廃液供給タンク、凝縮水タンク）の換気設備として使用していた。蒸発固化装置の恒久停止に伴い、換気が必要なくなり、今後は当該設備を使用しないため、恒久停止し性能維持施設から削除する。蒸発固化装置に附属する機器として恒久停止を行い、系統隔離措置を実施する。

蒸発固化装置、固化処理建屋槽類換気設備（槽類排風機及びフィルタ）

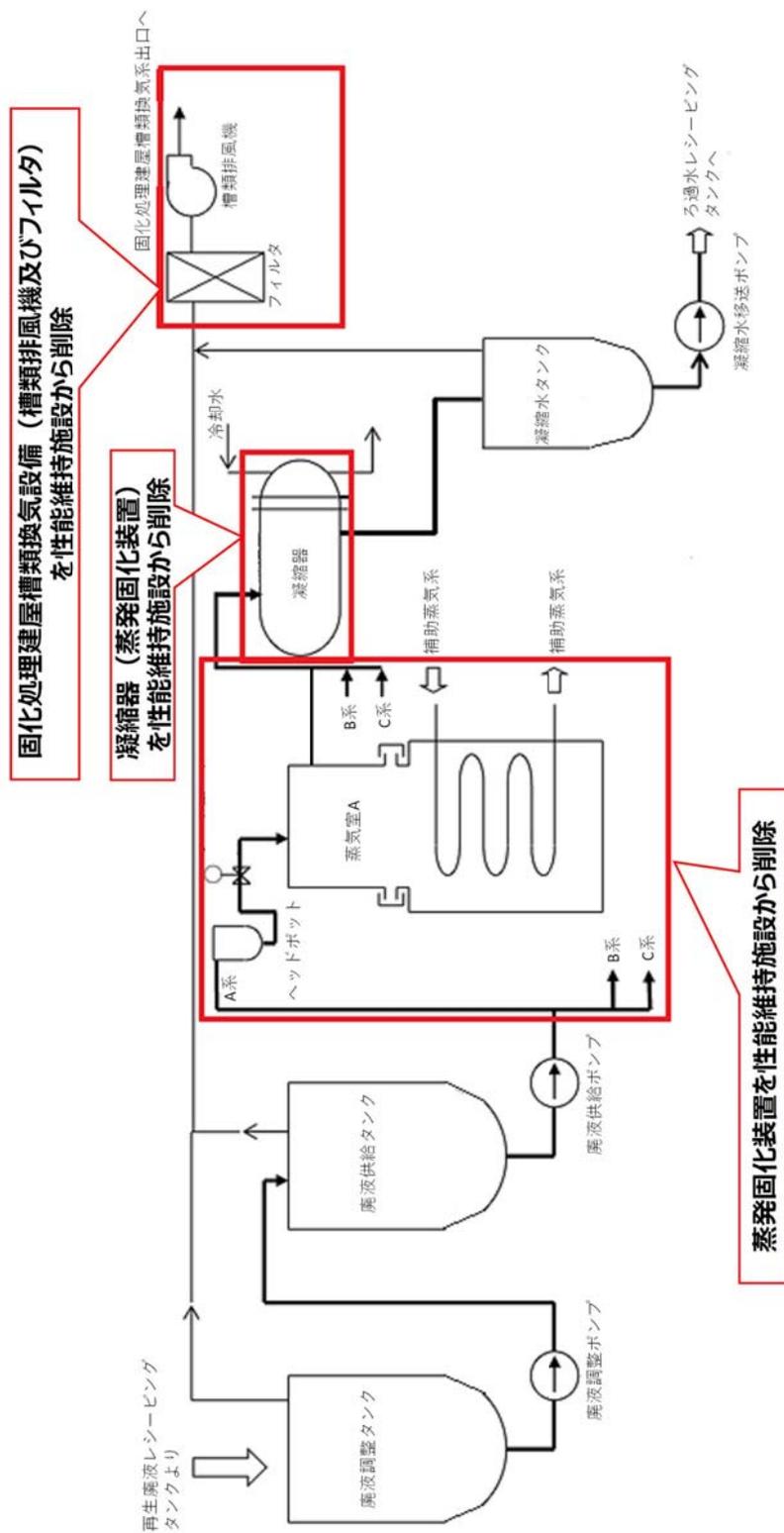


図1 保安規定変更認可申請書から削除する性能維持施設（1 / 3）

サイトバンカ(ロ), サイトバンカ(ロ)換気設備(排風機及びフィルタ)

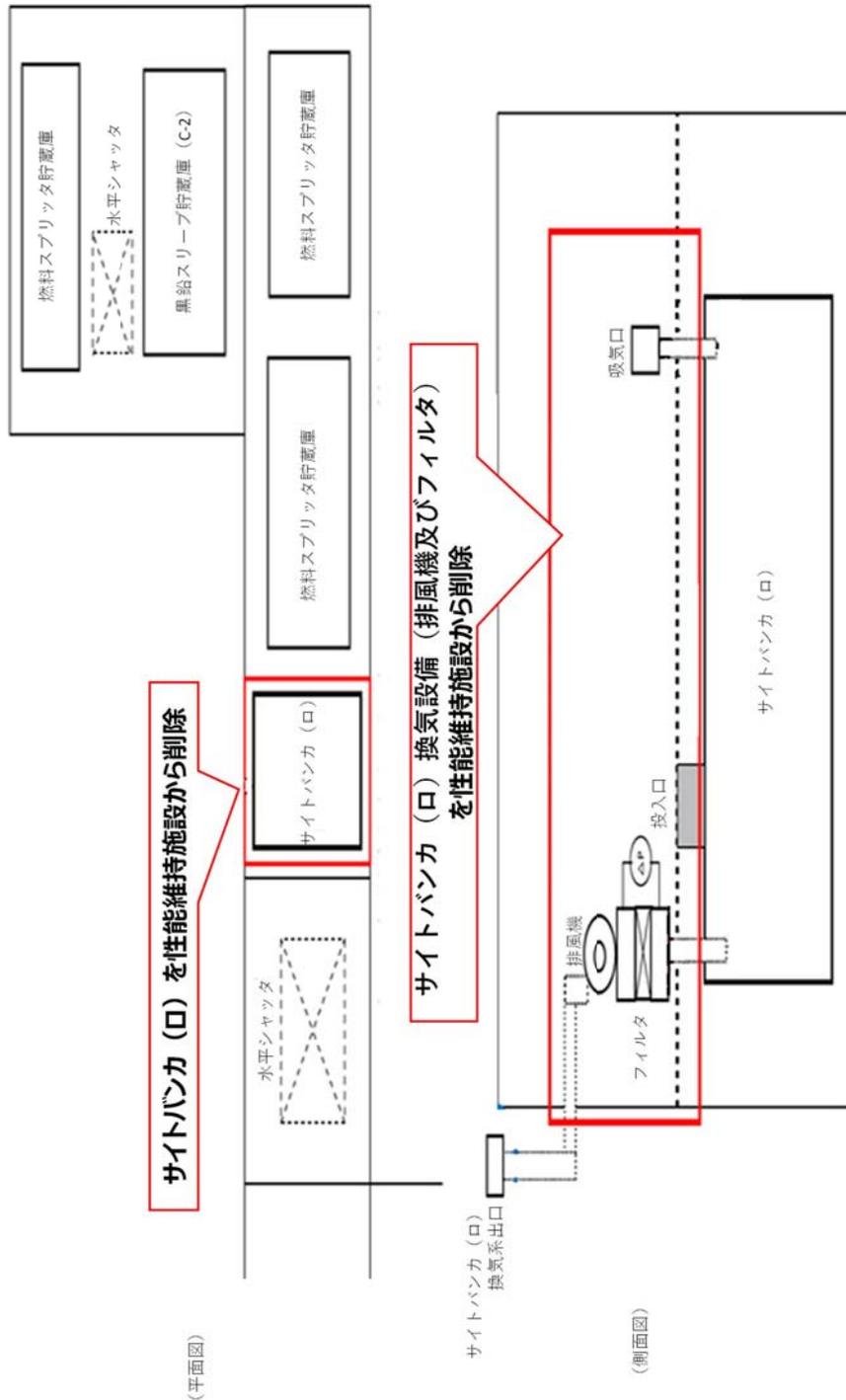
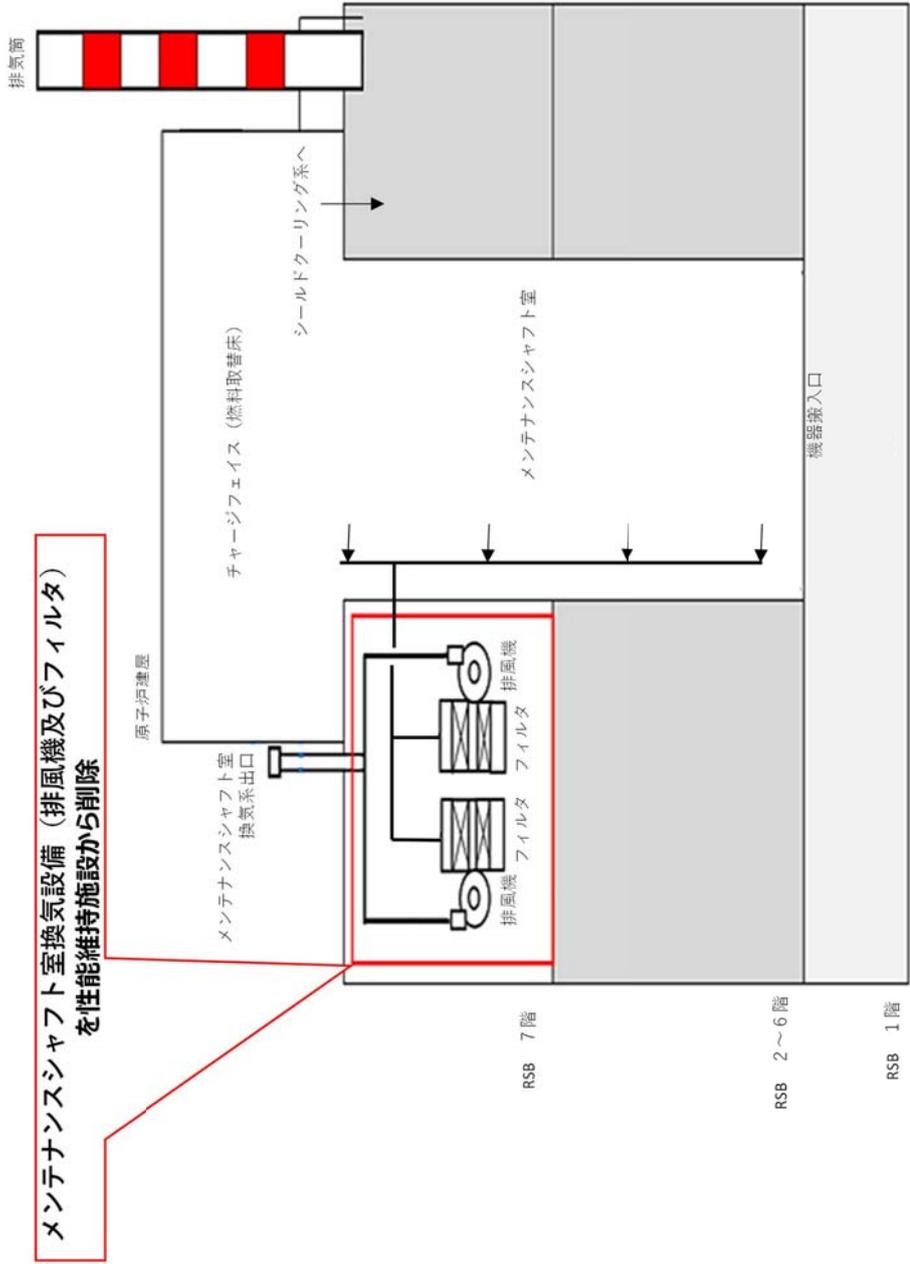


図 1 保安規定変更認可申請書から削除する性能維持施設 (2 / 3)

メンテナンスシヤフト室換気設備(排風機及びフィルタ)



メンテナンスシヤフト室換気設備 (排風機及びフィルタ)
を性能維持施設から削除

図 1 保安規定変更認可申請書から削除する性能維持施設 (3 / 3)

2. 原子炉領域の解体の禁止の条文削除

(1) 概要

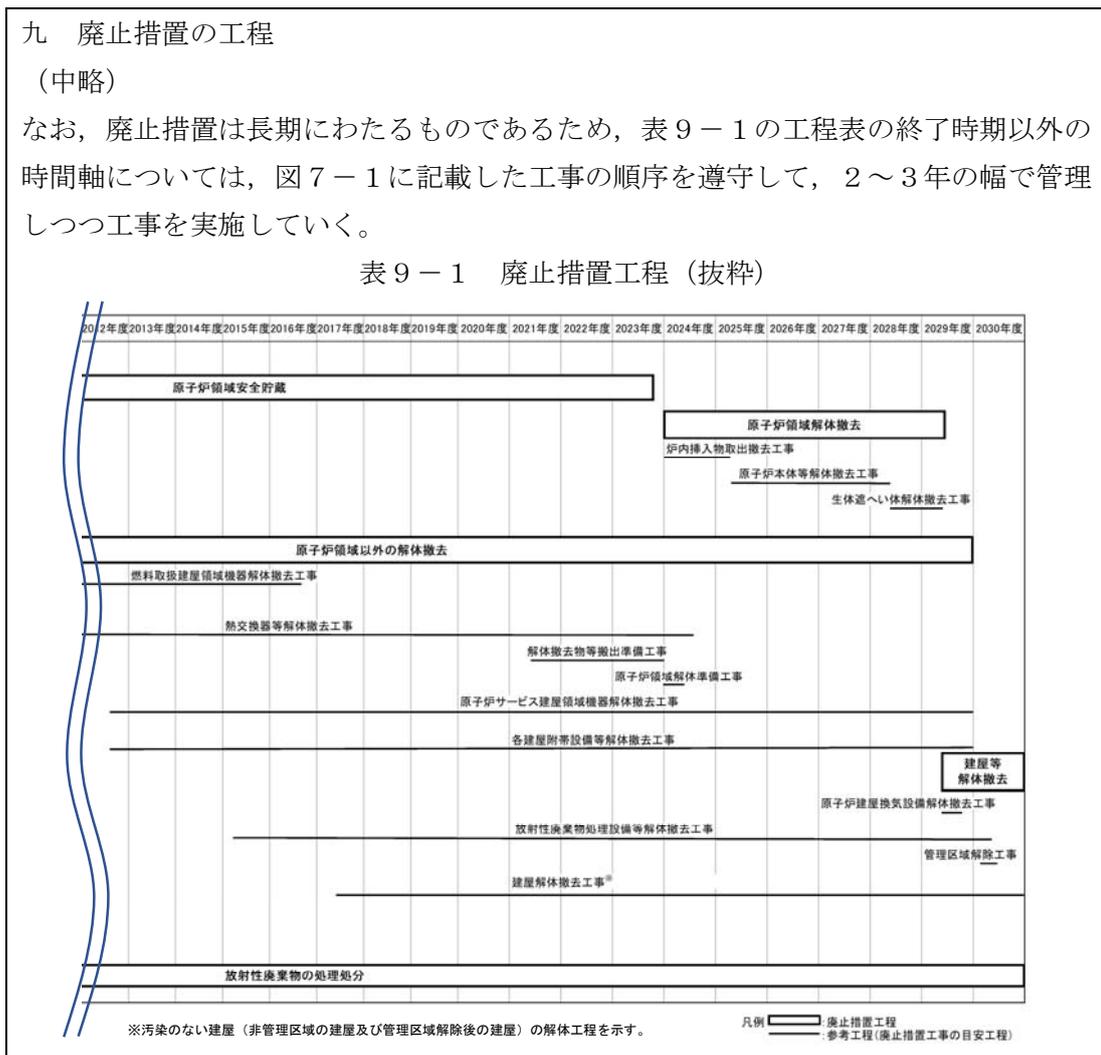
原子炉領域の解体の禁止については、廃止措置計画に定めた工程により担保されているため、保安規定第11条を削除する。

(2) 変更理由

本条文は原子炉解体届の時に記載された条文であり、記載当時は届出制（原子炉解体届）であったため、手続きなく解体出来ないようにするという観点で、保安規定に明記されたものである。

現在は、原子炉等規制法第12条の6第6項（「(3) 参考」参照）において、「認可を受けた廃止措置計画に従って廃止措置を講じなければならないこと」が要求されており、廃止措置計画本文九（廃止措置の工程）に、原子炉領域解体撤去は安全貯蔵期間後に実施する旨の工程を示して認可を受けていることから、保安規定第11条と同様の管理ができるため、これを削除しても保安上問題はない。

表1 廃止措置計画本文九（廃止措置の工程）（抜粋）



(3) 参考

原子炉等規制法の関連条文の記載内容は以下のとおり。

(発電用原子炉の廃止に伴う措置)

第四十三条の三の三十四 発電用原子炉設置者は、発電用原子炉を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

2 発電用原子炉設置者は、廃止措置を講じようとするときは、あらかじめ、原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該廃止措置に関する計画（次条において「廃止措置計画」という。）を定め、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。

3 第十二条の六第三項から第九項までの規定は、発電用原子炉設置者の廃止措置について準用する。この場合において、同条第三項中「前項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第二項」と、同条第四項中「前二項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第二項及び前項」と、同条第五項及び第六項中「第二項」とあるのは「第四十三条の三の三十四第二項」と、同条第七項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「汚染された物」とあるのは「汚染された物又は発電用原子炉」と、同条第九項中「第三条第一項の指定」とあるのは「第四十三条の三の五第一項の許可は、第四十三条の三の三十四第二項の認可に係る発電用原子炉について」と読み替えるものとする。

(事業の廃止に伴う措置)

第十二条の六 製錬事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止措置を講じなければならない。

(中略)

3 製錬事業者は、前項の認可を受けた廃止措置計画を変更しようとするときは、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。ただし、原子力規制委員会規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

(中略)

6 製錬事業者は、第二項の認可を受けた廃止措置計画（第三項又は前項の規定による変更の認可又は届出があつたときは、その変更後のもの）に従つて廃止措置を講じなければならない。

(以下略)

以上

3. 廃止措置計画に基づく工事の計画及び実施の変更

(1) 概要

工事の計画及び実施に関するプロセスについて保安規定第12条に定め、具体的事項は下部規程に基づく手続きに変更する。

なお、第12条の変更に伴い、工事計画書についての記載がある第8条、第52条についても記載を変更する。

(2) 変更理由

変更前の保安規定第12条は、表12に示す工事件名について、工事計画書に記載する項目及び実施内容等の具体的な運用について定めたものであるが、同様の内容が、下部規程の「廃止措置管理業務要項」及び「廃止措置工事計画策定要領」に記載されている。このため、保安規定から記載が削除されても下部規程に基づき実施されるため、保安管理上の問題はない。(下部規程の記載内容については、保安委員会ないし保安運営委員会の確認を受けている。)

また、工事計画書の承認プロセスが「廃止措置工事計画策定要領」に定められているが、保安運営委員会の各委員に確認を得ることとなっており、保安運営委員会の審議と同等のプロセスを踏んでいることになるため、記載を変更しても保安管理上の問題はない。

(3) 下部規程等における関係条文

添付に示すとおり、変更前の保安規定第12条に記載されている具体的事項は、下部規程に記載されている。

(4) 参考

敦賀発電所の保安規定記載内容は以下のとおり。

(工事の計画及び実施)

第74条 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置計画に基づき工事^{*1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。

- (1) 工事計画
- (2) 設計管理
- (3) 調達管理
- (4) 工事管理

2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。

3. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえ、次の各号に掲げる安全確保対策のために必要な措置を講じる。

(1) 拡散及び漏えい防止対策

(2) 被ばく低減対策

(3) 事故防止対策

4. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事^{※1}の結果について記録する。

※1：本条において工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査、及びその他所長が必要と判断する解体撤去工事をいう。

以 上

保安規定第12条の変更内容及と下部規程等との関連

保安規定 変更前	保安規定 変更後	下部規程の記載	備考																																	
<p>(工事の計画及び実施) 第12条 廃止措置室長は、廃止措置計画に基づき、表1.2に示す工事件名毎に、次の各号を記載した工事計画を作成し、工事の具体的な計画と安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。</p>	<p>(工事の計画及び実施) 第12条 廃止措置工事故グループマネージャーは、廃止措置計画に基づき工事^{※1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p>	<p>QM東海：4-2-1-2 廃止措置工事計画策定要領 5. 工事計画書の作成及び変更 (中略) (2) 廃止措置室長は、保安規定第12条第1項に基づき工事計画書(様式1)を作成し、原子炉施設保安運営委員会の審議を経て、工事計画承認書(標準様式2)により関係室長(室長には技術センター長を含む。)、廃止措置主任者及び必要に応じ当該計画に関連する法令に基づく主任者等(放射線取扱主任者、危険物保安監督者等)の確認を得た上で、所長の承認を得る。なお、これを変更するときも同様とする。</p> <p style="text-align: right;">標準様式2</p>	<p>下部規程で内容を記載していること及び重複したプロセスの見直しのため、保安管理上問題ない。(以下同じ)</p>																																	
<p>(委員会の設置及び組織) 第7条 本店に原子炉施設保安委員会(以下「保安委員会」という。)、発電所に原子炉施設保安運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。 (中略) 3. 運営委員会は、所長を委員長とし、廃止措置主任者及び第6条(保安に関する職務)第2項(2)、(3)、(7)、(9)、(14)、(18)、(22)、(25)、(28)及び(31)に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>(保安に関する職務) 第6条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。 (中略) 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。 (2) 所長代理、副所長及び次長は、(略) (3) 廃止措置室長は、(略) (7) 安全管理室長は、(略) (9) 保修室長は、(略) (14) 土木建築室長は、(略) (18) 技術センター長は、(略) (22) 総務室長(発電所)(以下「総務室長」という。)(略) (25) 安全・防災室長は、(略) (28) 品質保証室長は、(略) (31) 運営管理室長は、(略)</p>	<p style="text-align: center;">工事計画承認書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">承認</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">工 事 件 名</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">作 成 箇 所</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所長</td> <td style="text-align: center;">廃止措置室</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">権認</td> <td style="text-align: center;">室長</td> <td style="text-align: center;">リダー</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□廃止措置主任者</td> <td style="text-align: center;">室長</td> <td style="text-align: center;">リダー</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□所長代理</td> <td style="text-align: center;">(25) □安全・防災室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□副所長</td> <td style="text-align: center;">(28) □品質保証室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□安全管理室長</td> <td style="text-align: center;">(31) □運営管理室長</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□保修室長</td> <td style="text-align: center;">□安全推進担当</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□土木建築室長</td> <td style="text-align: center;">□放射線取扱主任者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□技術センター長</td> <td style="text-align: center;">□危険物保安監督者</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□総務室長</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(以下略)</p>	承認	工 事 件 名	作 成 箇 所	所長	廃止措置室		権認	室長	リダー	□廃止措置主任者	室長	リダー	□所長代理	(25) □安全・防災室長		□副所長	(28) □品質保証室長		□安全管理室長	(31) □運営管理室長		□保修室長	□安全推進担当		□土木建築室長	□放射線取扱主任者		□技術センター長	□危険物保安監督者		□総務室長			<p>作成年月日 年 月 日 承認年月日 年 月 日 発行番号 廃室- -</p>	
承認	工 事 件 名	作 成 箇 所																																		
所長	廃止措置室																																			
権認	室長	リダー																																		
□廃止措置主任者	室長	リダー																																		
□所長代理	(25) □安全・防災室長																																			
□副所長	(28) □品質保証室長																																			
□安全管理室長	(31) □運営管理室長																																			
□保修室長	□安全推進担当																																			
□土木建築室長	□放射線取扱主任者																																			
□技術センター長	□危険物保安監督者																																			
□総務室長																																				

保安規定第12条の変更内容及下部規程等との関連

保安規定 変更前	保安規定 変更後	下部規程の記載	備考
<p>(1) <u>工事件名</u></p> <p>(2) <u>工事場所 (対象施設の範囲)</u></p> <p>(3) <u>工事期間 (着手・完了目標)</u></p> <p>(4) <u>工事内容</u></p> <p>(5) <u>工事方法</u></p> <p>(6) <u>工事工程表</u></p> <p>(7) <u>工事体制</u></p> <p>(8) <u>放射線管理及び安全確保対策</u></p> <p>イ. <u>拡散防止対策</u></p> <p>ロ. <u>被ばく低減対策</u></p> <p>ハ. <u>事故防止対策</u></p> <p>(9) <u>放射性廃棄物管理</u></p> <p>(中略)</p> <p>2. 廃止措置工事グループマネージャは、第1項に関し、工事件名ごとに各工事対象範囲の汚染状況の確認を行った上で、具体的な工事計画及び安全確保に係る事項について検討し、関係マネージャとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。また、工事において導入する解体撤去物等搬出装置などは、前項の工事計画に仕様等を記載するとともに、当該装置は関連する指針等に基づき設計する。</p> <p>3. 廃止措置室長は、表1.2に示す工事件名を、必要に応じて分割することができる。分割する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策及び線量</p>	<p>(1) <u>工事計画</u></p> <p>(2) <u>設計管理</u></p> <p>(3) <u>調達管理</u></p> <p>(4) <u>工事管理</u></p> <p>(中略)</p> <p>(削除)</p> <p>2. <u>廃止措置工事グループマネージャ</u>は、<u>工事計画</u>を策定するに当たり、<u>工事の内容が、東海第二発電所の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。</u></p> <p>3. 廃止措置工事グループマネージャは、第1項に関し、工事件名ごとに各工事対象範囲の汚染状況の確認を行った上で、具体的な工事計画及び安全確保に係る事項について検討し、関係マネージャとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。また、工事において導入する解体撤去物等搬出装置などは、工事計画に仕様等を記載するとともに、当該装置は関連する指針等に基づき設計する。</p> <p>(削除)</p>	<p>GM東海：4-2-1-2 廃止措置工事計画策定要領</p> <p>様式1 工事計画書</p> <p>1. 工事件名</p> <p>2. 工事場所 (対象施設の範囲)</p> <p>3. 工事期間 (着手・完了目標)</p> <p>4. 工事内容</p> <p>5. 工事方法</p> <p>GM東海：4-2-1-2 廃止措置工事計画策定要領</p> <p>6. 工事工程表</p> <p>7. 工事体制</p> <p>8. 放射線管理及び安全確保対策</p> <p>(1) 拡散防止対策</p> <p>(2) 被ばく低減対策</p> <p>(3) 事故防止対策</p> <p>(4) 一般労働災害防止対策</p> <p>(5) 工事の中断</p> <p>9. 放射性廃棄物管理</p> <p>10. 放射性廃棄物でない廃棄物 (NR) の管理</p> <p>11. その他</p> <p>GM東海：7-1-8, GM業1：7-1-2 廃止措置管理業務要項 (工事計画書)</p> <p>第17条 (略)</p> <p>2. 廃止措置室長は、別紙第1-5の工事件名を、必要に応じて分割することができる。分割する場合は、廃止措置計画に記載された安全確保対策、線量評価の内容に影響のないこ</p>	<p>下部規程で内容を記載していることから、保安管理上問題ない。(以下同じ)</p>

保安規定 変更前	保安規定 変更後	下部規程の記載	備考
<p>評価に影響のないことを確認する。</p> <p>4. 廃止措置工事グループマネージャは、第1項の工事計画書に基づき、工事を実施する。</p> <p>5. 廃止措置工事グループマネージャは、工事を実施中に、第1項(8)の対策に支障が生じた場合は工事を中断し、廃止措置室長に報告する。</p> <p>6. 廃止措置工事グループマネージャは、前項で工事を中断した場合は、第1項(8)を復旧するか又は代替措置を講じ、廃止措置計画に基づいていることを確認し、廃止措置室長の承認を得た上で、工事を再開する。ただし、代替措置を講ずる場合は、廃止措置主任者の確認を得た上で、工事を再開する。</p> <p>7. 廃止措置工事グループマネージャは、第1項の工事計画書のうち工事内容、工事場所等を1年に1回各マネージャに周知する。また、工事計画書を作成及び変更したときも同様とする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>下部規程の記載</p> <p>とを確認する。 (工事の実施)</p> <p>第20条 廃止措置工事グループマネージャは、「廃止措置工事管理要領」に従い、工事計画書に基づく工事を実施する。</p> <p>2. 廃止措置工事グループマネージャは、工事計画書に基づき工事を実施しているときに、工事計画書に記載した「放射線管理及び安全確保対策」に支障が生じた場合は工事を中断し、廃止措置室長に報告する。</p> <p>3. 廃止措置工事グループマネージャは、前項で工事を中断した場合は、「廃止措置工事の中断に関する運用取扱書」に従い必要な措置を講じ、廃止措置室長の承認を得た上で、工事を再開する。ただし、代替措置を講ずる場合は、廃止措置主任者の確認を得た上で、工事を再開する。</p> <p>QM東海：4-2-1-2 廃止措置工事計画策定要領</p> <p>6. 工事計画書の周知</p> <p>(1) 廃止措置工事グループマネージャ（マネージャが指名した者を含む。）は、所長承認を得た工事計画書（様式1）のうち工事内容、工事場所等を1年に1回各マネージャ（各マネージャが指名した者を含む。）に周知する。また、工事計画書を作成又は変更したときも同様とする。 (以下略)</p> <p>別紙第1-5 工事件名一覧</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 燃料取扱建屋領域機器解体撤去工事 2. 燃料取替機等解体撤去工事 3. 熱交換器等解体撤去工事 4. 解体撤去物等搬出準備工事 5. 原子炉領域解体準備工事 6. 原子炉サーピス建屋領域機器解体撤去工事 7. 各建屋附帯設備等解体撤去工事 8. 炉内挿入物取出撤去工事 9. 原子炉本体等解体撤去工事 10. 生体遮へい体解体撤去工事 11. 原子炉建屋換気設備解体撤去工事 12. 放射性廃棄物処理設備等解体撤去工事 13. 管理区域解除工事 14. 建屋解体撤去工事 	<p>下部規程で内容を記載していることから、保安管理上問題ない。(以下同じ)</p>
	<p>4. 廃止措置工事グループマネージャ 一は、工事の結果について記録する。</p>		

保安規定第12条の変更内容と下部規程等との関連

保安規定 変更前	保安規定 変更後	下部規程の記載	備考
	<p>※1：本条において工事とは、<u>廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査、及びその他所長が必要と判断する解体散去工事</u>をいう。</p>		

以上

4. 安全貯蔵措置の変更

(1) 概要

原子炉領域の解体撤去工事前に行われる安全貯蔵措置の具体的事項は、下部規程に基づき手続きとするため、保安規定第13条を変更する。

(2) 変更理由

本条文は、下部規程の「安全貯蔵措置管理要領」に記載すべき内容について定めたものであるが、同様の内容が、「安全貯蔵措置管理要領」にも記載されているため、保安規定第13条については、対象範囲及び期間についての要求事項を定め、それ以外は下部規程に基づき実施することとする。

安全貯蔵措置に関する手順の制定及び改正については、保安規定の審議事項として第8条に定められており、プロセスに変更はないことから、記載内容を変更しても保安管理上の問題はない。

(3) 下部規程等における関係条文

添付に示すとおり、変更前の保安規定第13条に記載されている具体的事項は、下部規程に記載されている。

(4) 参考

敦賀発電所の保安規定記載内容は以下のとおり。

(安全貯蔵)

第73条 廃止措置管理グループマネージャーは、安全貯蔵^{※1}の対象範囲及び期間を定める。

※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。

以上

保安規定第13条の変更内容及下部規程等との関連

保安規定 変更前	保安規定 変更後	保安規定または下部規程の記載	備考
<p>(安全貯蔵措置)</p> <p><u>第13条</u> 廃止措置室長は、次の各号を記載した安全貯蔵措置管理要領を作成し、安全貯蔵措置の安全確保について運営委員会の審議を経て、関係室長及び廃止措置主任者の確認を得た上で、所長の承認を得る。また、これを変更するときも同様とする。</p> <p>(1) <u>安全貯蔵範囲</u></p> <p>(2) <u>隔離対象弁、供給電源及び施設管理等の措置</u></p> <p>(3) <u>完了要件</u></p> <p>(4) <u>隔離状況の確認方法</u></p> <p>(5) <u>隔離解除の条件、方法</u></p> <p>2. <u>廃止措置管理グループマネージャは、第1項に関し、廃止措置計画との整合性、隔離措置の妥当性、禁止事項の妥当性及び表12に示す工事による影響について関係マネージャとの調整を行い、廃止措置室長に報告する。</u></p> <p>3. <u>廃止措置管理グループマネージャは、第1項の安全貯蔵措置管理要領に基づき、安全貯蔵措置を実施する。</u></p> <p>4. <u>廃止措置管理グループマネージャは、第3項の措置が完了した場合は、その結果を廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。</u></p>	<p>(安全貯蔵措置)</p> <p><u>第13条</u> 廃止措置管理グループマネージャは、安全貯蔵¹の対象範囲及び期間を定める。</p> <p>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉領域の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう。</p> <p>(以下略)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>保安規定または下部規程の記載</p> <p>保安規定（委員会の審議事項）第8条 (略)</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する手順の制定及び改正</p> <p>4. 廃止措置の工事計画に関する事項</p> <p>ロ. 安全貯蔵の措置に関する事項</p> <p>ハ. 廃止措置の工事管理に関する事項</p> <p>ニ. 廃止措置対象施設の巡視に関する事項</p> <p>ホ. 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>ヘ. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(QM東海：7-2-3-1 原子炉施設保安運営委員会運営要領 2. 任務に同様の記載がある。)</p> <p>QM東海：7-1-8-15 安全貯蔵措置管理要領</p> <p>4. 安全貯蔵範囲</p> <p>(中略)</p> <p>5. 隔離対象弁、供給電源及び施設管理等の措置</p> <p>(中略)</p> <p>6. 完了要件</p> <p>(中略)</p> <p>QM東海：7-1-8-15 安全貯蔵措置管理要領</p> <p>7. 安全貯蔵隔離状況の確認方法（1回/週）</p> <p>(中略)</p> <p>8. 安全貯蔵隔離状態の確認方法（1回/3ヶ月）</p> <p>(中略)</p> <p>10. 隔離解除の条件、方法</p> <p>(以下略)</p> <p>5. 隔離対象弁、供給電源及び施設管理等の措置</p> <p>廃止措置管理グループマネージャは、原子炉を安全に隔離保管するために以下の安全貯蔵措置を実施する。</p> <p>(中略)</p> <p>(3) 隔離措置完了後の通知</p> <p>廃止措置管理グループマネージャは、隔離措置が完了した場合は、原子炉施設保安規定 第13条 第4項に基づき、その結果を廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに関係室長（以下「室長」は技術センター長を含む）に通知する。</p> <p>(様式-1, 2)</p> <p>(中略)</p>	<p>保安規定の別条文または下部規程で審議事項としていることから、保安管理上問題ない。</p> <p>下部規程で内容を記載していることから、保安管理上問題ない。（以下同じ）</p> <p>運営委員会での審議において実施されるため保安管理上問題ない。</p>

保安規定第13条の変更内容及下部規程等との関連

保安規定 変更前	保安規定 変更後	保安規定または下部規程の記載	備考
<p>5. 廃止措置管理グループマネージャは、<u>安全貯蔵措置後の隔離状況を、1週間に1回(月曜日を始期とする1週間に1回をいう。以下本章において同じ。)確認する。</u></p> <p>6. 廃止措置管理グループマネージャは、<u>炉内サンプル調査により一時的に隔離を解除する場合、及び一時的な解除を復旧した場合、廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに、関係室長に通知する。</u> (以下略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>QM東海：7-1-8-15 安全貯蔵措置管理要領</p> <p>7. 安全貯蔵隔離状況の確認方法(1回/週)</p> <p>廃止措置管理グループマネージャは、原子炉施設保安規定 第13条 第5項に基づき安全貯蔵措置後の隔離状況を、安全貯蔵隔離状況確認表にて1週間に1回(月曜日を始期とする1週間に1回をいう)の頻度で確認し、その結果について廃止措置室長及び廃止措置主任者の確認を受ける。(様式-6)</p> <p>(中略)</p> <p>10. 隔離解除の条件, 方法</p> <p>(中略)</p> <p>(2) 隔離解除の方法</p> <p>(中略)</p> <p>② 隔離解除の事前報告及び通知</p> <p>廃止措置管理グループマネージャは、原子炉施設保安規定 第13条 第6項に基づき、炉内サンプル調査により安全貯蔵措置を一時的に隔離解除する旨を廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに関係室長に通知する。(様式-3)</p> <p>(中略)</p> <p>⑥ 復旧後の報告・通知</p> <p>廃止措置管理グループマネージャは、安全貯蔵を復旧後に、原子炉施設保安規定 第13条 第6項に基づき、その結果を廃止措置室長、廃止措置主任者及び所長に報告するとともに関係室長に通知する。(様式-5) なお、関係室長への通知は、所長報告の都度行う。</p>	<p>下部規程で内容を記載していることから、保安管理上問題ない。(以下同じ)</p>

以上

5. 施設管理計画に関する記録の採取及び保存の変更

(1) 概要

保安規定第40条の「12. 記録の採取及び保存」については、他の条項に記載されており重複しているため、記載を削除する。

(2) 変更理由

本条文は、施設管理における記録の採取と保存について記載したものであるが、記録の管理については第4条（品質マネジメントシステム計画）の4.2.4 記録の管理において一括して要求していること及び他条文に記載があり重複していることから当該条文を削除しても問題はない。

他条文に記載があり重複している箇所は以下のとおり。

- ・「12. 1 保全の結果の記録」は、保安規定第40条の「6. 保全の実施」で記録することになっている。
- ・「12. 2 保全の結果の確認・評価」は、保安規定第40条の「7. 1 結果の確認・評価」で記録することになっている。
- ・「12. 3 是正処置の記録」は、保安規定第4条の「8. 5. 2 是正処置等」で記録することになっている。
- ・「12. 4 保全の有効性評価の記録」は、保安規定第40条の「9. 保全の有効性評価」で要求されている。

(3) 下部規程等における関係条文

添付に示すとおり、保安規定第40条の「12. 記録の採取及び保存」については、他の条項に記載されている。

以上

保安規定第40条の変更内容と関連条文との関連

保安規定 変更前	保安規定 変更後	保安規定の関連条文の記載	備考
<p>(施設管理計画) 第40条 (略)</p> <p>1.2. 記録の採取及び保存</p> <p>1.2.1 保全の結果の記録 組織は、保全の結果の記録として、次の事項を定め、記録し保存する。また、組織は6.(保全の実施)に定める記録の採取を行う。</p> <p>(1) 実施年月日、実施者</p> <p>(2) 機器、設備が所定の機能を發揮しうる状態にあることを確認・評価するため必要な事項</p> <p>(3) 定めたプロセスに基づき保全が実施されたことを確認・評価するため必要な事項</p> <p>(4) その他必要事項</p> <p>1.2.2 保全の結果の確認・評価の記録 組織は、保全の結果の確認・評価の記録として、次の事項を記録し保存する。</p> <p>(1) 確認・評価年月日、評価者</p> <p>(2) 機器、設備が所定の機能を發揮しうる状態にあることを確認・評価した結果並びにその根拠</p> <p>(3) 定めたプロセスに基づき保全が実施されたことを確認・評価した結果並びにその根拠</p> <p>(4) 承認者</p> <p>(5) その他必要事項</p> <p>1.2.3 是正処置の記録 組織は、是正処置に関する記録として、次の事項を定め記録し保存する。</p> <p>(1) 不適合発生状況(発生時の状況、日時)</p> <p>(2) 是正処置年月日、是正処置者</p> <p>(3) 実施した是正処置の内容</p> <p>(4) 承認者</p> <p>(5) その他必要事項</p>	<p>(施設管理計画) 第40条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>保安規定 (品質マネジメントシステム計画) 第4条 (略)</p> <p>4.2.4 記録の管理</p> <p>(1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるようを作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。</p> <p>(以下略)</p> <p>(施設管理計画) 第40条 (略)</p> <p>6. 保全の実施 (中略)</p> <p>(3) 組織は、保全の結果について記録する。</p>	<p>他条文で内容を記載していることから、保安管理上問題ない。(以下同じ)</p>
<p>(施設管理計画) 第40条 (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>保安規定 (施設管理計画) 第40条 (略)</p> <p>7. 保全の結果の確認・評価</p> <p>7.1 結果の確認・評価 (中略)</p> <p>(3) 組織は、最終的な機能確認では十分な確認・評価ができない場合には、定めたプロセスに基づき、保全が実施されていることを、その機能が要求される時期までに確認・評価し、記録する。</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第4条 (中略)</p> <p>8. 評価及び改善 (中略)</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a) 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析(情報の収集及び整理、並びに技術的、人的及び組織的側面等の考慮を含む。)及び当該不適合の原因の明確化(必要に応じて、日常業務のマネ</p>	<p>他条文で内容を記載していることから、保安管理上問題ない。(以下同じ)</p>	

保安規定第40条の変更内容と関連条文との関連

保安規定 変更前	保安規定 変更後	保安規定の関連条文の記載	備考
<p>12.4 保安の有効性評価の記録 組織は、実施した評価について、次の事項を記録し、保存する。</p> <p>(1) 評価年月日、評価者 (2) 保安の妥当性について評価した結果及びその根拠 (3) 保安を改善した内容 (4) 承認者 (5) その他必要事項</p>	<p>(削除)</p>	<p>ジメントや安全文化の弱点のある分野及び強化すべき分野との関係を整理することを含む。)</p> <p>(b)類似の不適合その他の事象の有無又は当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b)必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c)講じた全ての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d)必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）を変更する。</p> <p>e)必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f)原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返り発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を「根本原因分析実施要項」に定め、実施する。</p> <p>g)講じた全ての是正処置及びその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2)組織は、(1)に掲げる事項のうち f)を除き、「是正処置プログラム管理要項」に定め、実施する。</p> <p>(3)組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することをいう。）。</p> <p>(以下略)</p> <p>(施設管理計画) 第40条 (略)</p> <p>9. 保安の有効性評価 組織は、保安の有効性を評価し、評価結果に基づき、必要に応じこれを改善する。なお、評価にあたっては、運転経歴、経年劣化傾向、リスク情報などの各種科学的知見から、必要な事項を考慮する。</p>	<p>他条文で内容を記載していることから、保安管理上問題ない。</p>

6. 廃止措置工事が東海第二発電所に影響を及ぼさないことの確認

(1) 概要

工事計画の策定にあたり、工事の内容が東海第二発電所の保安のために必要な施設の機能に影響しないことの確認について保安規定第12条第2項に定める。

本運用は、東海第二発電所の新規制基準に伴う保安規定の変更が認可された日から適用する。

(2) 変更理由

廃止措置プラントの工事に当たっては、各工事着手前の工事計画策定時に、東海第二発電所に対して、特に廃止措置プラント近辺の可搬型重大事故等対処設備の保管場所やアクセスルートに対して影響を及ぼさないことを確認する必要があるため、記載を追加する。

(3) 東海発電所保安規定第12条第2項の内容

東海発電所保安規定第12条第2項を以下のとおり定める。

(工事の計画及び実施)

第12条 (略)

2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、東海第二発電所の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。

(以下略)

(4) 参考

敦賀発電所の保安規定記載内容は以下のとおり。

(工事の計画及び実施)

第74条 廃止措置工事グループマネージャーは、廃止措置計画に基づき工事^{※1}を行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。

- (1) 工事計画
- (2) 設計管理
- (3) 調達管理
- (4) 工事管理

2. 廃止措置工事グループマネージャーは、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉の保安のために必要な施設の機能に影響を及ぼさないことを確認する。

(以下略)

以上

7. 記載の適正化

(1) 法令の記載箇所変更（第21条の2）

「原子炉等規制法第61条の2第2項」は、クリアランス対象物に対する「放射能濃度の測定及び評価」の認可手続きを定めたものであり、保安規定第21条の2第1項第1号のみならず、第21条の2第1項全体に関連するものであることから、記載箇所を変更する。

《参考》「原子炉等規制法第61条の2」の条文

（放射能濃度についての確認等）

第六十一条の二 原子力事業者等は、工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質についての放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものとして原子力規制委員会規則で定める基準を超えないことについて、原子力規制委員会規則で定めるところにより、原子力規制委員会の確認を受けることができる。

2 前項の確認を受けようとする者は、原子力規制委員会規則で定めるところによりあらかじめ原子力規制委員会の認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、その確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、その結果を記載した申請書その他原子力規制委員会規則で定める書類を原子力規制委員会に提出しなければならない。

3 第一項の規定により原子力規制委員会の確認を受けた物は、この法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の政令で定める法令の適用については、核燃料物質によつて汚染された物でないものとして取り扱うものとする。

(2) 運用事項の反映（第49条）

弊社は、非常事態において応急措置を行う場合、「二次災害の防止」に配慮して実施することとしているが、保安規定第49条にはその旨記載が無かったことから、記載を追加する。

以 上